

平成 26 年 6 月 2 日

各 位

会社名 株式会社シード  
代表者 代表取締役社長 浦 壁 昌 広  
(コード番号 7743・東証二部)  
問い合わせ先 取締役管理本部長 鎌田 清  
TEL 03-3813-1111 (大代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の件について、平成26年6月26日開催予定の第58回定時株主総会に付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第26条（社外取締役との責任限定契約）及び37条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。

なお、定款第26条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

併せて、インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設をする他、その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成26年6月26日（第58回定時株主総会）
定款変更の効力発生日	平成26年6月26日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	定款変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 ↳ 第15条  (条文省略)  (新設)	第12条 ↳ 第15条 第16条  (現行どおり)
第16条 ↳ 第18条  (条文省略)	第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> 第17条 ↳ 第19条  (現行どおり)
第4章 取締役	第4章 取締役
第19条 ↳ 第24条  (条文省略)  (新設)	第20条 ↳ 第25条 第26条  (現行どおり)
第25条 ↳ 第29条  (条文省略)	第26条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u> 第27条 ↳ 第31条  (現行どおり)
第6章 監査役	第6章 監査役
第30条 ↳ 第34条  (条文省略)  (新設)	第32条 ↳ 第36条 第37条  (現行どおり)
第35条 ↳ 第37条  (条文省略)	第37条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u> 第38条 ↳ 第40条  (現行どおり)
第8章 計算	第8章 計算
第38条 ↳ 第39条 第40条  (条文省略)	第41条 ↳ 第42条 第43条  (現行どおり)
第40条 当社は毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。	第43条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。
第41条  (条文省略)	第44条  (現行どおり)